

2025年2月

お客様各位

岩瀬プリンス電機株式会社

取締役社長 杉山常雄

プリンス電機グループの蛍光灯の今後の製造・販売について

「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」にて2023年11月3日に一般照明用蛍光灯の製造禁止の合意がなされた事を踏まえて、政府は、一般照明用蛍光灯の製造や輸出入を2027年12月末までに禁止する水銀規制の政令改正を2024年12月24日に閣議決定しましたが、内容は一般照明用途ランプに関するもので、プリンス電機グループ取扱い商品の蛍光灯の殆どは特殊照明用途であり対象外となっております。プリンス電機グループは2028年以降も、特殊用途蛍光灯の製造・販売を継続して参りますので、引き続きご愛顧の程よろしくお願い申し上げます。

蛍光灯における特殊用途の定義と具体例

(定義)

- 特殊な波長分布を持つもの
- 特殊な使用条件での使用が想定されるもの

(具体例)

色比較・評価用、検査用、カラー用、高演色用(美術館用、博物館用、撮影用など)
植物・生物用、紫外線カット用、商品・食品展示用、低誘虫用、医療機器用、表面改質用、紫外線照射用(捕虫用、各種鑑定検査用、光化学反应用、表面改質用、蛍光照明用、医療機器用、日焼け装置用など)
ジアゾ感光紙・青図感光紙の焼付け機用、低温用、半導体工場用、看板用、表示インジケータ用、スキャナー用、医療機器用、非常灯・誘導灯用、航空灯火用、乗り物用、機械または家具等に含める目的で作られた照明器具用など

以上